事　務　連　絡
令和８年１月２０日

保健事業受託医療機関の長　様

草加市保健センター所長　鈴　木　充　代

肺がん検診に係る検診項目の変更について（通知）

日頃より、本市の保健行政の推進につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、次のとおり変更となりました。令和７年１２月２６日付草保セ第７５７号「令和８年度個別方式により実施する保健事業への協力について」では喀痰細胞診を項目に含めておりましたが、この改定に基づき、令和８年度肺がん検診については、検診項目は胸部エックス線検査のみに変更となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

改正後

４　肺がん検診

（１）検診項目及び各健診項目における留意点

肺がん検診の検査項目は（省略）、胸部エックス線検査とする。

改正前

４　肺がん検診

（１）検診項目及び各健診項目における留意点

肺がん検診の検査項目は（省略）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、別紙１（１）①に定める対象者に該当することが判明したものに対し行う。

草加市
問合せ先　草加市保健センター
担当　岡澤　阿部
電　話　９２２－０２００